

商店街買い物環境整備事業

1 趣 旨

上昇が続く物価高騰等により消費者の買い控えの影響を受ける商店街が行う、賑わいづくりや安心・安全の確保のための施設整備を市町村と連携して支援する。

2 事業内容

補助対象事業	<p>商店街等の集客・にぎわいづくりを行うための事業又は商店街等への来街者の安心・安全の確保を図るための事業であって、商店街等の活性化に資する施設又は設備の整備を行うもの。</p> <p>【例】</p> <p>①街路灯、アーケード、一括免税カウンター、公衆無線 LAN、ファサード看板、ポイントカードシステム、案内板、緊急放送設備、AED など</p> <p>②防犯カメラ</p>
補助対象者	商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、商工会、商工会議所等
補助率	<p><①防犯カメラ以外の設備の新設及び改修></p> <p>1 / 3 以内 (かつ市町村が補助する額の範囲内)</p> <p><②防犯カメラの新設及び改修></p> <p>1 / 2 以内 (かつ市町村が補助する額の 1.5 倍以内)</p>
補助限度額	2, 0 0 0 千円 (下限: 2 0 0 千円)
備考	<p>○令和5年秋に実施しました「令和6年度新しい商店街づくり総合支援事業商店街にぎわい施設・設備整備事業」の希望調査を御提出いただいた団体を優先的に採択</p> <p>○事業内容について商店街創生センターによりヒアリングを実施 (交付申請前)</p> <p>○本事業は、市町村からの補助が条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市内に所在する団体は直接補助 ・その他の市町村に所在する団体は市町村間接補助

3 事業期間

令和6年4月1日～令和7年2月10日までに完了 (相手方への支払いを含む) する事業